



## 吸収分割契約変更契約書

株式会社フジクラ（以下「甲」という。）及び株式会社フジクラプリントサーキット（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した2022年3月15日付吸収分割契約（以下「本分割契約」という。）の記載を訂正するため、以下のとおり吸収分割契約変更契約書（以下「本変更契約」という。）を締結する。

### 第1条（本分割契約の変更）

本分割契約の別紙「承継権利義務明細表」の3.(1)の「本件事業のみに関連して締結された以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務」について、下線部分を追加し、以下のとおり改める。

- 本件事業のみに関連して締結された以下の契約の契約上の地位及びこれらの契約に基づく権利義務
  - 佐倉事業所に所在する設備に関するリース契約
  - ソフトウェアに関するライセンス契約
  - ITに関するコンサルティング契約
  - 秘密保持契約
  - 甲の子会社との間で締結した契約
  - 取引基本契約及び付随する個別契約

### 第2条（変更の効力）

本変更契約に定める事項を除き、本分割契約は何ら変更されるものではなく、本分割契約の各規定が引き続きその効力を有するものとする。本変更契約は本分割契約の一部をなし、本変更契約の締結日より、本分割契約における「本契約」との文言は、本変更契約による変更後の本分割契約を意味するものとする。

（以下余白）

本変更契約締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

2022年4月28日

(甲) 東京都江東区木場一丁目5番1号  
株式会社フジクラ  
代表取締役 岡田 直樹



法務局届出印)

(乙) 東京都江東区木場一丁目5番1号  
株式会社フジクラプリントサーキット  
代表取締役 植田 広二



法務局届出印)

